

(別紙)

報告第26号 資料

新市建設計画

(案)

渋川地区市町村任意合併協議会

目 次

序論．合併の必要性和新市建設計画の策定方針

．渋川地区の概況とまちづくりの課題

- 1．概況
- 2．渋川地区の現況と動向
- 3．地域別の概況
- 4．まちづくりの課題
- 5．合併による効果とまちづくりの課題への対応

．主要指標の見通し

- 1．市町村合併推進の潮流
- 2．合併の必要性
- 3．合併に関する懸念と対応
- 4．合併によるまちづくりの課題への対応

．新市建設の基本方針

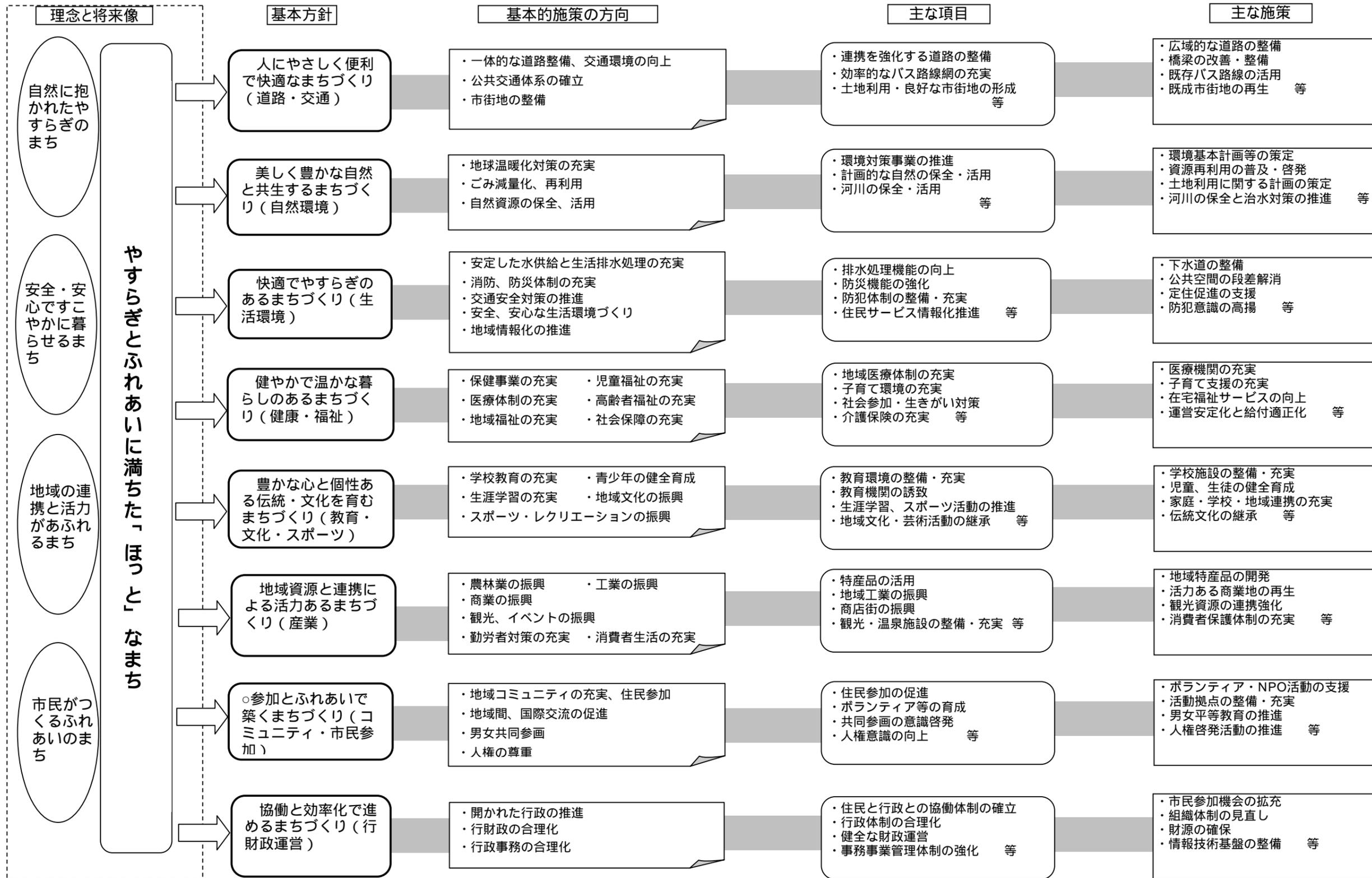
- 1．新市建設の理念と将来像
- 2．新市建設の基本的施策
- 3．新市の将来都市構造（土地利用等）

新市将来構想の範囲

．新市における主要事業・・・・・・・・・・・・・・・・	1
．新市における群馬県事業の推進・・・・・・・・	2 3
．公共施設の計画的統合整備・・・・・・・・	2 4
．財政計画・・・・・・・・・・・・・・・・	2 6
．新しいまちづくりの実現に向けて・・・・・・・・	3 0

新市建設計画の範囲

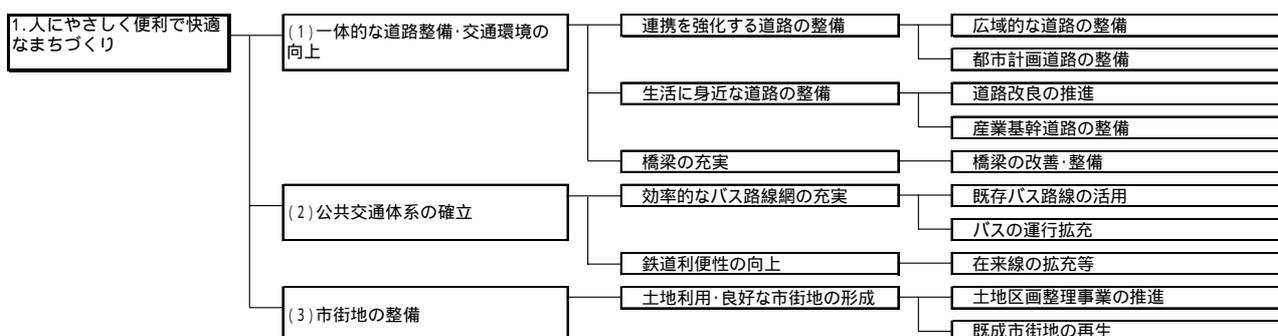
基本的施策の方向概念図



新市における主要事業

1. 人にやさしく便利で快適なまちづくり・・・道路・交通分野

鉄道、高速道路などの広域的交通便利性に恵まれた立地環境を活かし、新市内でのアクセス道路や公共交通網の充実により、生活に身近で、すべての人にやさしさのある交通環境づくりを進めます。



(1) 一体的な道路整備・交通環境の向上

交通渋滞の緩和や利便性の向上とともに、新市の一体性の確保を図るため、幹線道路の整備を促進します。

地域内の円滑な移動や幹線道路との接続性の向上を図るため各地域内の生活に身近な道路の整備を進めます。

河川で分断される地区特性をふまえ、橋梁などの改善を進めていきます。

項目	主な施策
連携を強化する道路の整備	広域的な道路の整備 国・県道などの、構成市町村間や他の地域間とをつなぐ主要な道路の整備を促進します。 都市計画道路の整備 計画決定路線である道路の整備を推進します。
生活に身近な道路の整備	道路改良の推進 新市内の地域生活に身近な生活軸となる市町村道の道路改良や、舗装等の維持管理を図ります。 産業基幹道路の整備 地域の主要産業活動の軸となる農林道の整備を推進します。
橋梁の充実	橋梁の改善・整備 既存橋梁の耐震性向上や新たな設置により、主要河川に隣接する構成市町村間の接続性の向上を図ります。

(2) 公共交通体系の確立

交通空白地域の解消や公共施設・病院・商業施設などへのアクセスの充実に資する公共交通手段の確保や、鉄道利用の増進による広域的な交通網の利便性向上を図ります。

項 目	主な施策
効率的なバス路線網の充実	既存バス路線の活用 構成市町村ごとに運行している循環バス等の継続・連携を推進します。 バスの運行拡充 交通空白地域等において、民間バス事業者に対する運行拡充等を要請します。
鉄道利便性の向上	在来線の拡充等 JR在来線の整備を鉄道事業者に対し要請します。

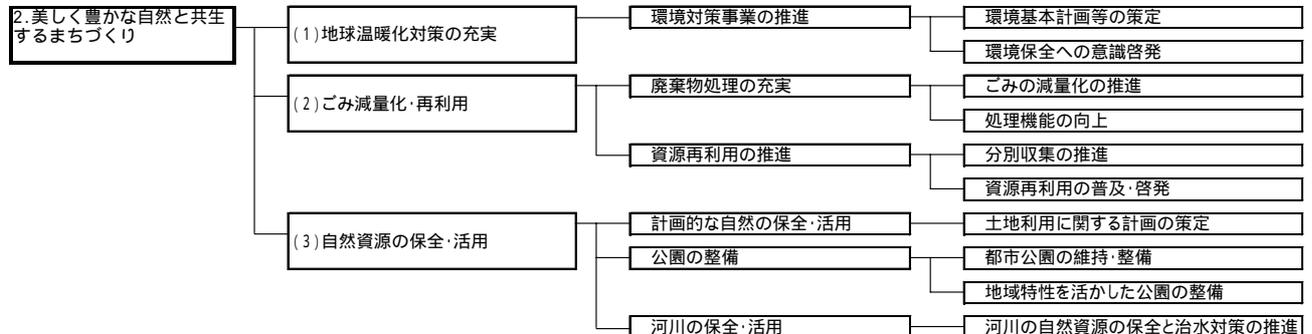
(3) 市街地の整備

道路・宅地が一体となった都市基盤整備や、必要な公共施設の整備を推進します。

項 目	主な施策
土地利用・良好な市街地の形成	土地区画整理事業の推進 宅地の利用促進や、道路等の基盤整備を一体的に確保する市街地整備手法の適用を推進します。 既成市街地の再生 住宅の共同建替えや、道路等の整備を行う小規模単位の再開発を促進します。

2.美しく豊かな自然と共生するまちづくり・・・自然環境分野

豊かな恵みと生活に潤いや安らぎを与えてくれる貴重な自然を守り育て、次代につなげていくとともに、山麓の自然と共生した適正な土地利用や、環境にやさしい資源循環型社会づくりに向けた取り組みを進めていきます。



(1) 地球温暖化対策の充実

計画的な地球環境への配慮を進めるとともに、消費型ライフスタイルの見直し、環境問題意識への啓発など、学校から日常生活全般における環境教育を推進します。

項 目	主な施策
環境対策事業の推進	環境基本計画等の策定 地球環境保全や対策に関わる基本的な施策の方向性や、地球温暖化排出物の抑制目標の設定などの計画づくりを進めます。 環境保全への意識啓発 関係機関などと連携し、学校教育・生涯学習などのあらゆる場を活用して環境教育や環境に対する知識の普及・啓発に努めます。

(2) ごみ減量化・再利用

ごみ処理機能の充実を図るとともに、住民や事業所の協力を求めながら、ごみ発生抑制と減量化を推進するとともに、資源ごみの再資源化の普及など、資源リサイクルの一層の推進に努めます。

項 目	主な施策
廃棄物処理の充実	ごみの減量化の推進 家庭や事業ゴミ等の減量化に対する意識啓発や調査、各家庭単位での処理機能向上に対する支援を行います。 処理機能の向上 現処理施設の適正な運用や処理の拡充について検討します。
資源再利用の推進	分別収集の推進 収集事業者の充実等により、ごみ分別収集を一層推進していきます。 資源再利用の普及・啓発 資源再利用・処理に関する補助事業の実施や、資源再利用に対するPR等による意識の向上を図ります。

(3) 自然資源の保全・活用

自然的土地利用を計画的に保全するとともに、地域に身近で日常的な自然とのふれあいや、スポーツ、レクリエーションやコミュニティの場として、公園の整備、河川沿いの環境を活かした緑地の保全や整備を進めます。

項 目	主な施策
計画的な自然の保全・活用	土地利用に関する計画の策定（国土利用計画等） 新市としての一体的な自然的、都市的土地利用の方針を定め、山麓の緑の保全や市街地の適正な利用を図ります。
公園の整備	都市公園の維持・整備 既存公園の改修とともに、新たに総合公園の整備を推進します。 地域特性を活かした公園の整備 豊富な自然や歴史的な資源を活かした、公園の整備を推進します。
河川の保全・活用	河川の自然資源の保全と治水対策の推進 河川沿いに残存する自然資源の保全とともに、市街地に近接する河川等については護岸整備等の治水対策を進めます。

3. 快適でやすらぎのあるまちづくり・・・生活環境分野

既存の住宅地環境の向上、生活道路・上下水道等の整備を進めると共に、防犯などにも配慮し、安全・安心な居住環境づくりを進めます。

日常生活利便性を確保する各種公共施設の整備・充実や、身近な場での散策、スポーツ、憩える場として、コミュニティ拠点にもなる公園緑地の充実を図ります。



(1) 安定した水供給と生活排水処理の充実

老朽管や浄水施設の改善等により、上水道の安定的な供給の維持とともに、衛生的な環境づくりや池沼・河川等の水質を守るため、計画的な生活排水処理施設の整備を進めます。

項目	主な施策
給水施設の整備	水道施設の維持・充実 老朽管などの改善とともに、関連する水道施設等の充実・整備を進めます。 事業計画の策定 上水道の既存給水区域の拡張や統合により、近代化に資する計画の策定を進めます。
排水処理機能の向上	下水道の整備 既設施設の維持・管理とともに、下水道建設事業、処理施設整備を推進します。 集落排水等の整備 集落排水事業の実施や合併浄化槽の設置を促進します。

(2) 消防・防災体制の充実

消防団施設や消防設備の更新により、新市における一体的な消防力強化を図ります。また、地震、火災、水害等の災害に的確に対応できるよう、防災設備や体制を整え、新市としての一体的な防災機能の向上に努めます。

項 目	主な施策
消防力の強化	消防車輛の確保 消防ポンプ車輛の購入により、消防力の強化を図ります。 消防施設の整備 防火水槽や消火栓などの水利の確保や、地域の防災拠点となる施設の整備を推進します。
防災機能の強化	防災施設の整備 防災行政無線の整備や、防災用備蓄備品、耐震貯水槽の整備を進めます。
連携体制の充実	地域防災計画の策定 新市としての避難地・避難場所の位置付けや防災活動等の災害対策の基本となる、地域防災計画を策定します。 協力体制の充実 災害時の迅速な救援活動、救援物資の補給などを行うため、新市における協力体制の充実に努めます。

(3) 交通安全対策の推進

交通安全施設の充実により、ドライバーの安全運転推進や歩行者の安全性を高めるとともに、交通安全運動、交通安全教育の充実によりドライバーと歩行者の交通マナーの向上を図ります。

項 目	主な施策
交通環境の整備	交通安全施設の整備 道路標示、道路標識等の交通安全施設を計画的に整備します。 道路の安全性確保 危険箇所の改良や歩道設置など、安全性の高い交通基盤の整備を進めます。
交通安全マナーの普及・啓発	交通安全運動の実施 交通安全に対する普及・啓発活動を推進します。 交通安全教育の充実 関係機関や団体等の協力を得て、保育所、幼稚園、学校、高齢者各層別の安全教育の徹底に努めます。

(4) 安全・安心な生活環境づくり

災害や犯罪の防止とともに、全ての人にやさしい、住宅、公共施設、屋外環境の整備を進め、総合的にバリアフリー化された環境づくりを目指します。

項目	主な施策
定住環境の確保	公営住宅等の改善・整備 既存の公営住宅の適正な維持・管理とともに、民間賃貸住宅等の活用による公営住宅供給の充実を図ります。 定住促進の支援 遊休地の利用など新たな宅地の確保や、住宅の建設利子補給など、住宅地整備や取得に関する支援を行います。
市街地のバリアフリー化促進	公共空間の段差解消 主要な交通施設、市民生活に身近な公共施設など公共性の高い施設や、商業施設周辺など人の集まる施設の周辺や、主要道路の歩道における段差解消に努めます。
防犯体制の整備・充実	明るい環境整備 夜間の犯罪防止と交通安全のために防犯灯を設置し、安全な環境づくりを進めます。 防犯意識の高揚 地域安全活動の推進や関係機関との連携を図り、市民相互の連帯意識や防犯意識の高揚に努めます。

(5) 地域情報化の推進

誰もが気軽に利用でき、活発な情報交流の確保のため、情報通信技術の活用を推進します。

項目	主な施策
住民サービス情報化推進	情報化基本計画の策定 地域情報拠点の整備や体制等の総合的、計画的な事業の推進を図るため、地域情報化基本計画を策定します。 情報技術の活用 費用対効果や必要性の検討のもと、情報の安全な管理に配慮しながらインターネットなどの情報技術を活用していきます。

4. 健やかで温かな暮らしのあるまちづくり・・・健康・福祉分野

すべての人が健康で自立して生活できる環境を確保するため、保健・医療・福祉に関する様々な施策・事業の充実を図るとともに、市民が自ら進んで行動し、ともに助け合い、温もりのある社会のシステムづくりに努めます。



(1) 保健事業の充実

健康づくりの推進や生涯スポーツ講座の充実、健康診査や相談・指導体制の充実を図るとともに、日常生活の中で健康づくりの情報提供を進め、自己管理による心と体の健康づくり意識の高揚を図ります。

項目	主な施策
健康づくりの推進	<p>健康相談・指導の充実 市民の健康相談、栄養指導、訪問指導等を推進します。</p> <p>施設の充実 保健活動の拠点となる保健福祉センター等の機能を充実します。</p> <p>各種保健事業の推進 疾患に対する検診とともに乳幼児から高齢者までの各世代に対応した保健事業を推進します。</p>
予防意識の普及・啓発	<p>疾病予防の推進 育児期の母子に対する保健指導活動や、対象者のシステム管理化などによる適正な予防活動を推進します。</p> <p>予防知識の普及 疾病知識や対策の普及・啓発に努めます。</p>

(2) 医療体制の充実

様々な医療ニーズに対応した診療科目の充実や医療機関相互の連携、診療機能の分担などにより、効果的な地域医療体制の確立を推進します。

救急医療に対応する医療機関、診療科目などの拡充や休日・夜間における急患診療体制の充実に努めます。

項目	主な施策
地域医療体制の充実	医療機関の充実 渋川総合病院を地域医療の核とし、地域の病院や診療所等との連携を強化し、充実した運営をしていきます。 人材の確保 看護師等の確保対策をはじめ、必要な人材の確保に努めます。
救急医療体制の充実	医療機関の誘致や連携強化 医療機関の誘致や、病院群輪番制、休日在宅当番医制度の推進により救急医療体制の充実に努めます。

(3) 地域福祉の充実

地域社会の中で支えあい、安心して生きがいに満ちた生活ができるよう福祉施設の拠点づくりなどを通し、地域福祉の充実に努めます。

項目	主な施策
地域福祉の支援・強化	福祉活動拠点等の整備 既存施設の活用や交流のための施設の整備とともに、拠点となる施設と地域生活圏を結ぶ移動手段を確保します。 福祉支援の充実 障害者、母父子家庭、低所得世帯等の実態把握のもと、適切な支援の拡充を進めます。

(4) 児童福祉の充実

安心して子育てができるよう、子育ての知識・情報提供や相談機能の充実、利用者のニーズに応じた保育サービス提供の充実に努めるとともに、児童館の整備や身近な遊び場の安全確保など子供がいきいきと遊べる環境づくりを進めます。

項目	主な施策
児童の健全育成	保育・相談体制の充実 時間延長型保育などの保育サービスや、育児相談に関する体制を充実していきます。 子育て支援の充実 児童育成のための基本計画の策定や児童手当等の改善を要請していきます。
子育て環境の充実	施設整備の充実 既存施設の改善や保育所の適性配置・整備とともに、学童保育所や児童館の整備を進めます。

(5) 高齢者福祉の充実

高齢者が自立して充実した生活を送ることができるよう、きめ細やかな福祉サービスの充実や健康づくりの推進とともに、高齢者の活動や、支援・サービス提供を行う拠点となる施設の整備を、既存施設の活用等もふまえて推進します。また、高齢者が生きがいを感じられるような、社会参加のための環境づくりを進めます。

項 目	主な施策
高齢者対策事業の推進	<p>在宅福祉サービスの向上</p> <p>ひとり暮らし高齢者に対する支援やホームヘルプサービス、宅配サービス等の向上に努めます。</p> <p>支援の充実</p> <p>福祉、保健サービスの相談、情報提供等の拠点施設として在宅介護支援センターの運営を充実します。</p> <p>各種の高齢者の保健福祉に関する施策・事業の実施方針を定める基本計画を策定します。</p>
施設の整備・充実	<p>福祉施設等の整備</p> <p>特別養護老人ホーム、デイサービスセンター等施設の整備・充実に努めます。</p>
社会参加・生きがい対策	<p>就労支援</p> <p>高齢者に適した職種の開拓と斡旋体制を確立し、就労機会の確保を図るとともに、シルバー人材センターの充実に努めます。</p> <p>社会参加支援</p> <p>ボランティア活動の活性化や各種敬老事業等を推進し、高齢者の生活意欲の向上や社会参加意識の推進を図ります。</p>

(6) 社会保障の充実

高齢者等の介護を社会全体で支える介護保険制度の健全な運営、適正な受診の促進や健康づくりなどの推進による医療費の抑制により、国民健康保険制度、老人医療制度の健全で円滑な運営を目指します。

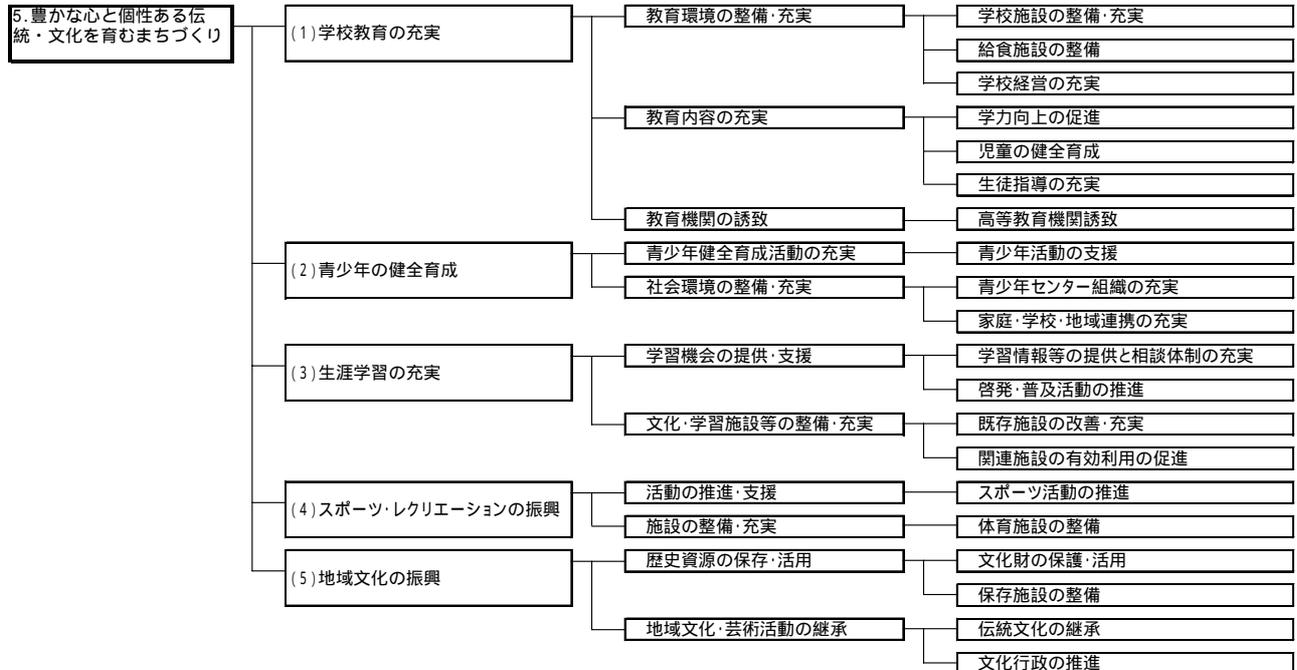
相談体制の充実などにより、国民年金への加入・納付の促進や意識啓発に努めます。

項 目	主な施策
介護保険の充実	制度の適正な運用 介護保険制度の適正な運用や、制度のPRに努めます。
国民健康保険事業の円滑な運営	運営安定化と給付適正化 財政運営の安定化や制度の改善を要請するとともに、給付の適正化に努めます。
国民年金制度の普及	制度推進と未納対策等の強化 全ての市民が安定した生活を送れるよう、年金制度の推進と適用対象者対策及び保険料収納対策強化、広報、相談体制の充実を図ります。

5.豊かな心と個性ある伝統・文化を育むまちづくり・・・教育・文化・スポーツ分野

豊かな自然の中でのびのび学べるよう、教育施設、教育体制の整備・充実や青少年の健全育成を図ります。

地域で受け継がれてきた文化の継承や新たな文化の創造とともに文化・スポーツ・教育を通して市民の豊かな感性を育て、生まれ育ち暮らしていくことに誇りを持ち、幅広い感受性を持った人づくりに努めます。



(1) 学校教育の充実

児童・生徒数の動向や老朽度などを考慮した適切な小・中学校の改善、施設の整備を推進します。子どもたち一人ひとりが輝き、「生きる力」や「他人を思いやる心」を育む教育を、学校・家庭・地域社会が一体となって推進できる体制づくりを進めます。

項目	主な施策
教育環境の整備・充実	<p>学校施設の整備・充実 施設の老朽化、防災面の強化などに対応した学校教育施設の整備・充実に努めます。</p> <p>給食施設の整備 学校給食の充実と衛生管理の向上のため、共同調理場の整備を進めます。</p> <p>学校経営の充実 学校、地域、保護者が協力し、「学校評価システム」、「開かれた学校づくり」、「地域資源等の活用」を推進していくことにより学校経営の充実を図ります。</p>
教育内容の充実	<p>学力向上の促進 確かな学力向上のための授業の一層の充実を図るとともに、国際社会で広く活躍できる人材育成のための外国語教育の充実を図ります。</p>

	<p>児童の健全育成</p> <p>児童・生徒の豊かな人間性を育むため、道徳、人権、国際理解等の特色ある教育を推進するとともに、健やかな心と体を育むため「体づくり」を推進し、「知・徳・体」のバランスのとれた発育を目指します。</p> <p>生徒指導の充実</p> <p>学校内の指導体制の確立や諸機関との緊密な連携に努めます。</p>
教育機関の誘致	<p>高等教育機関誘致</p> <p>高等教育機会の拡充や、職業、実生活に必要な知識・技術等を習得できる専修学校の誘致を促進します。</p>

(2) 青少年の健全育成

青少年が社会人としての自覚と関心を高め、豊かな心を育むよう環境美化活動、ボランティア活動など、青少年の地域活動への参加・参画を促進するとともに、地域の見守り体制の整備や支援体制づくりを進めます。

項目	主な施策
青少年健全育成活動の充実	<p>青少年活動の支援</p> <p>青少年の体験学習やボランティア活動などの社会参加活動や交流機会の充実などについて支援します。</p>
社会環境の整備・充実	<p>青少年センター組織の充実</p> <p>社会の変化に対応する青少年センター組織の充実と強化を図ります。</p> <p>家庭・学校・地域連携の充実</p> <p>青少年健全育成諸活動の充実や、青少年育成補導推進員を中心に、地域ぐるみの環境浄化活動の推進を図ります。</p>

(3) 生涯学習の充実

住民が生涯を通して主体的に学習し、また**身近な生活**で地域の歴史や文化にふれられ、充実した人生を送れるよう、学習環境の整備や、芸術・文化活動の振興や体制の充実を進めます。

項目	主な施策
学習機会の提供・支援	<p>学習情報等の提供と相談体制の充実</p> <p>市民の自主的、自発的学習活動を支援するため、学習情報や学習機会の提供、相談体制の充実に努めます。</p> <p>啓発・普及活動の推進</p> <p>刊行物や各種メディアの有効活用により、学習活動等の啓発・普及に努めます。</p>
文化・学習施設等の整備・充実	<p>既存施設の改善・充実</p> <p>公民館、図書館施設の拡充や巡回図書館サービスの充実に努めます。</p> <p>関連施設の有効利用の促進</p> <p>生涯学習関連施設の連携を強化し、相乗効果を高める利用のあり方に関する研究を進めます。</p>

(4) スポーツ・レクリエーションの振興

市民が気軽にスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、健康・体力の維持・増進を図れる環境づくりとともに、利用者のニーズに対応した既存の文化・スポーツ施設の運営や計画的な施設整備を推進します。

項目	主な施策
活動の推進・支援	<p>スポーツ活動の推進</p> <p>地域、職場、少年団などの組織の育成・充実や、子供からお年寄りまでの各世代を対象とした競技会やイベントの企画・実施により、市民スポーツ活動を推進します。</p>
施設の整備・充実	<p>体育施設の整備</p> <p>既存施設の利用動向などを鑑みながら、老朽施設の改善や整備を計画的に進めます。</p>

(5) 地域文化の振興

先人が培ってきた貴重な文化や遺産等を次世代に継承できるよう、文化財等の発掘、整理・保存や適切に保存・継承するための施設の整備を図ります。

地域の伝統文化の保存に努めるとともに、市民の自主的な保存・継承活動を促進します。

項目	主な施策
歴史資源の保存・活用	<p>文化財の保護・活用</p> <p>地域開発にあわせて埋蔵文化財を発掘し、整理や保存、活用を図るとともに、市民の学習資料等として活用します。</p> <p>保存施設の整備</p> <p>郷土の歴史・文化を総合的に調査研究し、貴重な文化財の保存を図るための施設の建設を進めます。</p>
地域文化・芸術活動の継承	<p>伝統文化の継承</p> <p>地域で伝承されてきた祭事や伝統芸能の保存や活動について支援していきます。</p> <p>文化行政の推進</p> <p>美術館の運営やネットワーク化を充実し、市民の広範な芸術活動や利用に供します。</p>

6. 地域資源と連携による活力あるまちづくり・・・産業分野

時代の変化に対応した産業への転換や支援体制の整備を図るとともに、各産業の連携とバランスのとれた産業振興を推進します。

各地区に立地する観光・レクリエーション施設の特徴に応じた役割分担のもと、機能連携やネットワークの強化を図ります。

農林業や商工業等の既存産業の振興とともに、産業間の連携のもと農産物をはじめとする地域資源を活用した観光ビジネスの展開など、地域に根ざした産業の新たな発展を支援します。



(1) 農林業の振興

農林業の持つさまざまな機能を最大限に発揮するよう、生産環境の向上や地域の特産物のブランド化、販売拠点の充実や流通経路の開拓など新たな事業展開を促進します。

項目	主な施策
生産性の向上	<p>生産基盤の整備</p> <p>農林業の生産性向上に資するため、土地改良事業や地区基盤整備などにより、営農環境や生産基盤の整備を推進します。</p> <p>農村生活環境の整備</p> <p>生産基盤整備とともに集落地における快適な居住環境の維持・向上のため、用水路や生活道路などの基盤整備を進めます。</p>
特産品の活用	<p>地域特産品の開発</p> <p>地域の主要産物のブランド化や新たな流通販売経路等の開拓などにより農産物の活用を促進します。</p>

	<p>地産地消の推進</p> <p>地産地消を基本とした安全・安心な農産物を安定的に供給できる体制づくりを進めます。</p>
--	---

(2) 工業の振興

地域に根ざした**工業経営近代化**や合理化とともに、工業活性化のための新市の企業間ネットワークづくりを促進します。

工場からの排出物を限りなく無くすなどの周辺環境への配慮や、工業団地等の整備、活用を促進します。

項目	主な施策
地域工業の振興	<p>経営基盤の安定化</p> <p>中小企業後継者育成事業等を充実し、設備経営基盤の安定化を促進します。</p> <p>異業種間交流の促進</p> <p>経営者及び技術者等の研修機会をつくり、併せて新分野の開拓や製品開発等の支援に努めます。</p>
工業立地環境の充実	<p>工業基盤の整備</p> <p>工業団地造成、道路網の整備、工業用水の確保など、企業立地基盤の整備に努めます。</p> <p>環境と調和した工業地の整備</p> <p>既存工場・施設の改善や緑化を促進するとともに、新たな工業立地にあっては、周辺環境の保全や緑地の確保などに努めます。</p>

(3) 商業の振興

新市全体の商業機能のバランスや周辺地域の商業集積の変化を踏まえ、既存商店街を中心とした地域の商業活性化、経営近代化や人材育成とともに、地域に身近でさらに魅力ある商業環境の整備のため、バリアフリー化や街路灯・駐車場等の共同施設整備を進めます。

項目	主な施策
商店街の振興	<p>活力ある商業地の再生</p> <p>中心的な市街地における活性化や商業振興のための基本構想の策定を進めます。</p> <p>経営の近代化等の支援</p> <p>社会状況変化や都市間競争、業種間競争へ対応するよう、経営指導や経営安定化のための融資の充実を図ります。</p>
商業環境の整備・充実	<p>商業基盤の整備</p> <p>商業地内における駐車場整備などの利便性向上や居住機能の再生など総合的な都市機能の回復・充実に努めます。</p> <p>商業活動の推進</p>

	商業イベント等に対する支援等により、商業活動の推進を図ります。
--	---------------------------------

(4) 観光・イベントの振興

温泉、河川、山々の恵まれた自然資源や、歴史・文化資源を有効に活用した観光レクリエーション拠点の充実、整備や既存施設等の活用による新市の一体的な観光ネットワークづくりを進めます。

項目	主な施策
観光・温泉施設の整備・充実	<p>観光施設等の充実</p> <p>温泉等の観光施設の充実や周辺整備等により観光機能の維持・強化を図ります。</p> <p>観光資源の連携強化</p> <p>地域内の観光施設や拠点等の連携強化に努めるとともに、観光案内所の設置、観光資料の作成などによる案内機能の充実に努めます。</p>
新たな観光資源の開発	<p>特産品・イベント等の開発・連携</p> <p>各地域の地場産品の創出や特産品の開発など、新たな観光資源の掘り起しを行うとともに、新市の一体的なイベントの推進に努めます。</p>

(5) 勤労者対策の充実

関係機関との連携強化により労働者の就業環境等の改善・向上を図るとともに、雇用に関する情報提供、就業相談機会の充実に努めます。

項目	主な施策
就労環境の改善	<p>福利厚生の充実</p> <p>勤労者の居住環境の向上や、従業員の確保定着を図るための福利厚生施設の整備・拡充を促進します。</p> <p>勤労者福祉施設の建設</p> <p>勤労者の研修や地域の人々との交流の場として、総合的な福祉施設の整備を進めます。</p>
雇用機会の充実・支援	<p>雇用情報の提供</p> <p>公共職業安定所との連携を図り、適性職業の選択・指導や雇用情報バンクの設置支援等による情報提供の充実に努めます。</p>

(6) 消費者生活の充実

消費生活に関する様々な問題に対応するため各種機関と連携を図りながら、情報提供や相談・保護体制を充実します。

項 目	主な施策
消費者意識の啓発	消費生活知識の普及 関係機関との連携により、講習会や消費生活展等を開催し、消費生活知識の普及や消費者教育の充実、商品情報等の提供に努めます。
消費者保護の推進	消費者保護体制の充実 関係機関との連携を強化し、消費生活センターを開設するとともに、消費生活に関する苦情、相談の適切な処理に努めます。

7. 参加とふれあいで築くまちづくり・・・コミュニティ・市民参加分野

すべての市民が平等に、かつ自主的な活動を促進するため、地区コミュニティ、NPO、ボランティア団体等の組織への活動支援や内外の交流活動を育成する環境づくりや、市民意向の把握や行政情報の公開とともに、市民活動に対する啓発・支援を図ります。



(1) 地域コミュニティの充実・住民参加

地域に密着した自治会活動等への支援を通し、住民一人ひとりの自発性を重視し、ともに参加できる次代を育む組織等の構築を促進します。

項目	主な施策
自治会活動等の促進	<p>活動の組織化支援</p> <p>自治会や地域の代表者と連携しながら、自主的な団体活動の組織化に努めます。</p> <p>地域リーダー等の育成支援</p> <p>地域でのコミュニティ活動を推進するため、指導者の資質の向上を図るとともに、その育成に努めます。</p>
住民参加の促進	<p>活動拠点の整備・充実</p> <p>地域でのコミュニティ活動を推進するために、施設間の連携を図りながら、公民館、自治会館や学校、体育施設などの整備・充実を図るとともにそれらの利用を促進します。</p>
ボランティア等の育成	<p>ボランティア・NPO活動の支援</p> <p>各種のまちづくり活動や地域における福祉活動等の場の提供とともに、拠点となる施設等の整備を進めます。</p>

(2) 地域間・国際交流の促進

国内の提携都市等との交流、姉妹都市交流、海外派遣・招待事業などによる国際交流促進とともに、外国人居住者が地域住民との交流を通じて安心して暮らせるまちづくりを進めます。

項目	主な施策
交流連携の強化	交流活動等の推進 構成市町村の姉妹提携都市事業等の維持や新市内外における連携の一層の強化により、都市間交流を積極的に推進します。
国際交流の推進	海外派遣の推進 国際友好都市の継続や市民等の海外派遣・招待事業などを充実します。 国際化に対応したまちづくりの推進 国際理解に必要な各種事業の推進を図り、外国語併記や外国人相談窓口の充実を図ります。

(3) 男女共同参画

男女があらゆる分野に共同で参画できる環境づくりや条件整備に努めるとともに、活動を支援する体制整備を推進します。

項目	主な施策
共同参画の意識啓発	男女平等教育の推進 学校教育などにおいて、男女平等教育を進め、社会意識の醸成を図ります。
社会参画の促進	支援施策の推進 関係機関・団体との連携促進を図り、男女共同参画社会の構築に努めます。 推進体制の整備 相談体制の充実や各種委員会などへの、女性委員登用を図るなどの整備を進めます。

(4) 人権の尊重

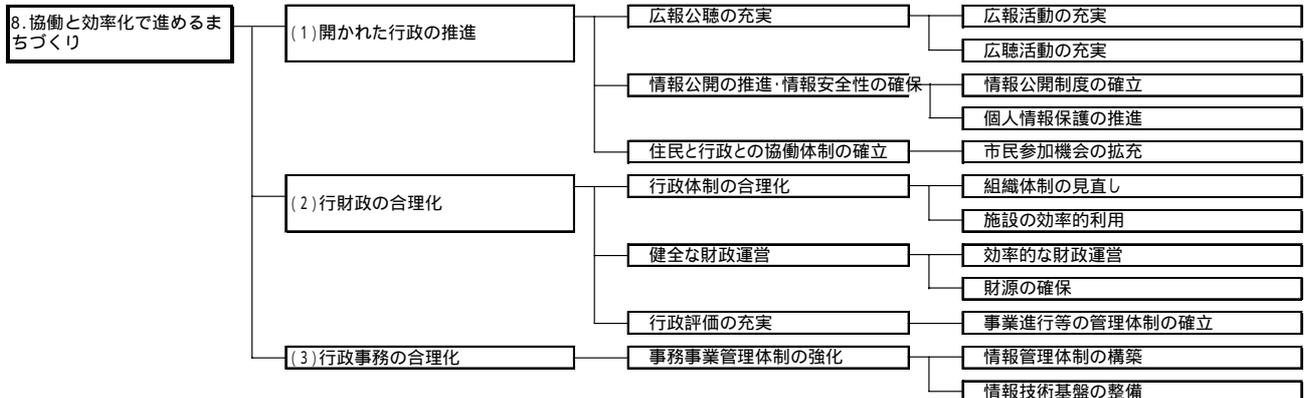
すべての人々がお互いの人権を尊重し、ともに暮らす明るい社会の実現を目指します。

項目	主な施策
人権意識の向上	啓発活動の推進 これまでの啓発活動の充実とともに、学校教育や生涯学習等の場を通し、人権意識の醸成を促進し、すべての市民があらゆる差別から自由になり、平和で暮らしやすい社会を実現していきます。

8. 協働と効率化で進めるまちづくり・・・行財政運営

自主性、自立性の向上と活力ある地域社会を実現するため、国・県および新市の役割を明確にし、多様化する行政課題や行政需要に適切に対処するとともに、限られた財源で最大の効果をあげるため、効率性や透明性が高い財政運営を図ります。

また、新市のまちづくりには、市民との協働による取り組みが不可欠であり。市民参加のための基礎的な体制づくりや、市民組織の育成等の人づくりを推進します。



(1) 開かれた行政の推進

市民と行政の信頼関係を強化し、透明性の高い行政の推進と行政の説明責任の遂行を図るため、高度情報化社会に対応した広報広聴活動の充実、情報の公開の充実を図ります。

項目	主な施策
広報広聴の充実	<p>広報活動の充実</p> <p>市民の行政に対する正しい理解とまちづくりへの参加と関心を高めるため、広報誌の発行や、各種媒体を効果的に活用し、広範な情報の提供に努めます。</p> <p>広聴活動の充実</p> <p>市政モニター制度等の充実により、市民の行政に対する提案や提言等を広く把握し、市民の声が市政により反映されるように努めます。</p>
情報公開の推進・情報安全性の確保	<p>情報公開制度の確立</p> <p>速やかな情報閲覧のためのシステム等の活用など、情報公開に関する調査研究を進めます。</p> <p>個人情報保護の推進</p> <p>高度情報化社会に対応した個人情報の保護に関するシステムや管理体制の強化を図ります。</p>
住民と行政との協働体制の確立	<p>市民参加機会の拡充</p> <p>市民の行政への参加を拡充していくため、市民と行政の役割分野に応じた協働体制づくりや住民活動への支援を充実します。</p>

(2) 行財政の合理化

自主財源の確保に努めるとともに、財源を効率よく活用するため、長期的・総合的な展望のもと、事業の重点化やコストの削減のための様々な工夫により、効率的な財政運営を図ります。

住民と行政との発展的な協働体制を確立していくため、新市のまちづくりや行政運営への参画機会を拡充します。

項 目	主な施策
行政体制の合理化	<p>組織体制の見直し</p> <p>効率的な行営運営及び住民サービスの向上を図るため、組織機構、定員管理の適正化を進めます。</p> <p>施設の効率的利用</p> <p>新市の適正な庁舎機能に応じた改善や、地域行政サービスに急激な変化をもたらすことのないよう、構成市町村の現庁舎等を活用します。</p>
健全な財政運営	<p>効率的な財政運営</p> <p>今後も限られた財源をより効率的に運用するため、事務事業の効率化、経費の節減、財政の弾力性確保に努めます。</p> <p>財源の確保</p> <p>市税の適正な課税と収納率の向上を図り、自主財源の確保とともに、社会情勢に応じた適正な受益者負担のあり方について見直していきます。</p>
行政評価の充実	<p>事業進行等の管理体制の確立</p> <p>庁内の各種計画や事業に関する適正な費用運用や進行管理についての体制の強化を進めます。</p>

(3) 行政事務の合理化

市民サービスの向上を図り、行政事務の機械化や近代化、情報化に対処した、行政内環境の整備を推進します。

項 目	主な施策
事務事業管理体制の強化	<p>情報管理体制の構築</p> <p>行政内の情報化推進や体制に関する基本方向を定める計画の策定を進めます。</p> <p>情報技術基盤の整備</p> <p>庁内設備の更新や電子データ化の推進、情報基盤等の整備により、より高度な情報サービス体制を構築します。</p>

. 新市における群馬県事業の推進

群馬県事業については、新市における合併後の地域の連携を高めるために必要となる、重点的な整備促進事業について、現在要望協議中です。

・公共施設の計画的統合整備

1. 主要な公共施設の立地概況

(1) 保健・福祉関連

主な施設としては、保健センター（6ヶ所）、老人デイサービスセンター（5ヶ所）が整備され、概ね構成市町村ごとに立地していますが、老人福祉センター（2ヶ所）、勤労福祉センター（1ヶ所）など、渋川市などに集中している施設もあります。

(2) スポーツ・レクリエーション関連

主な施設としては、陸上競技場（3ヶ所）、野球場（9ヶ所）、体育館（9ヶ所）、プール（7ヶ所）、日帰り温泉施設（6ヶ所）があり、概ね構成市町村ごとに立地しています。

(3) 教育・コミュニティ関連

幼児・義務教育施設や**コミュニティ施設（10ヶ所）**については概ね構成市町村ごとに立地しています。市民会館・公会堂（2ヶ所）、児童館（1ヶ所）など、渋川市・伊香保町にのみ立地する施設もあります。

(4) 文化・芸術関連

主な施設としては、図書館（2ヶ所）、美術館（3ヶ所）がありますが、渋川市・伊香保町・北橘村にのみ立地しています。

2. 公共施設整備・活用の基本方向

(総論)

渋川地区における主要な公共施設の立地状況については、箇所数としてみた場合には、コミュニティ、文化、芸術関連の施設の立地がやや特定地域に偏る傾向がありますが、新市としてみれば共通に利用可能なものであり、新市においては、新設によらず、現有施設を活用することで機能的に対応ができるものと考えられます。

今後の公共施設の統合・整備については、市民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域ごとの立地状況及び新市内でのバランス、さらには財政状況を考慮しながら実施することを基本とします。

新規の公共施設の整備や老朽施設の更新にあたっては、合併の効果が十分に発揮できるよう配慮するとともに、既存の公共施設については、「施設の有効活用」「効率的な運営」「**地域間における相互利用**」などを総合的に勘案し、行政サービスの低下を招かないよう配慮します。

(新規整備の方向)

新規の公共施設の整備にあたっては、市民のニーズを的確に把握するとともに、既存の公共施設との機能分担を明確にし、その役割と必要性について検討したうえで整備するものとします。

(再整備の方向)

老朽施設や時代の変化とともに役割が変わりつつある施設については、複数の施設の統合や機能の複合化などを検討し、市民のニーズに応じて、効率的にサービスが提供できるよう再整備に努めます。

(既存施設の活用方向)

既存の公共施設については、市民ニーズを的確に捉え、身近な行政サービスの低下を招かないよう配慮しながら各施設の連携強化や機能分担による利活用と効率的な管理運営を図ります。

・財政計画

1. 検討にあたって

財政計画は、新市における10年間の財政状況を推計し、新市におけるまちづくりを計画的に進めていくための指針となるものです。

推計にあたっては、可能な限り将来の社会経済情勢や自治体にかかわる諸制度の変化を勘案しつつ、基本的には現在の経済状況及び現行の行財政制度を前提に、合併に伴う変化要因を加味します。

地方交付税制度の見直しや税源移譲などいわゆる三位一体の改革の方向が明確になっていないことから、前述のとおり現行の行財政制度を基本に、最近5年間の6市町村の財政状況の推移をふまえて、平成14年度の決算額を基準値として行うものとします。

2. 財政計画

(1) 歳入

地方税

平成14年度決算額で同額推移として推計しています。

地方交付税

普通交付税については、算定の特例(合併算定替)により算定し、合併直後の臨時的経費や合併特例債に係る地方債の元利償還金に対する措置を見込んでいます。

特別交付税については、平成14年度決算額で同額推移として推計しています。

分担金・負担金

平成14年度決算額で同額推移として推計しています。

国庫支出金・県支出金

国庫支出金については、生活保護費補助金は、渋川市を除く5町村分についても、新市で事業を行うことから増加を見込み、その他は平成14年度決算額で同額推移として推計しています。

県支出金については、平成14年度決算額で同額推移として推計しています。

財産収入

平成14年度決算額で同額推移として推計しています。

諸収入

平成14年度決算額で同額推移として推計しています。

地方債

平成15年度発行見込額(通常債)と減税補てん債は同額推移するものとして推計しています。なお、臨時財政対策債については、三位一体の改革に伴い発行が制限されることを見込んで推計しています。

また、平成17年度から平成19年度については、以上のほか、合併特例債(振興基金増設分)を加算して推計しています。

(2) 歳出

人件費

特別職の人件費削減分や一般職員数を類似団体程度の適正化を順次図っていくことによる削減分を見込んで推計しています。

扶助費

高齢化の進展による扶助費の増額を見込み、渋川市を除く5町村の生活保護費分を新市で負担することから増加を見込んで推計しています。

公債費

平成14年度までの地方債に係る償還予定額、平成15年度、16年度分発行見込額に係る償還予定額、平成17年度以降については、歳入の地方債の前提を踏まえ、これに対応した償還予定額で推計しています。ただし、合併特例債の振興基金増設分の償還予定額を見込んで推計しています。

物件費

臨時・嘱託職員に係る賃金分の70%が削減されるものとし、合併後10年間は、合併に伴う削減効果を見込んで推計しています。

維持補修費

施設老朽化等に伴う影響を勘案し、年1%の増の推移を見込みます。

補助費等

一部事務組合負担分については平成14年度決算額で同額推移とし、渋川総合病院分を加味して推計しています。

繰出金

他会計の見通しや、今後の世帯数や高齢化率の動向を見込んで推計しています。

投資・出資・貸付金

平成14年度決算額で同額推移として推計しています。

普通建設事業費

歳入額と普通建設事業費を除いた歳出額との差としています。

現在の中間報告の時点では、新市における主要事業の調整を行っている段階であることから、合併特例債（まちづくり建設事業分）については、歳入における地方債及び歳出における公債費については推計には含まれておりません。今後、主要事業が検討される中で、財政計画に盛り込む予定です。

(3) 財政計画表

【歳入】

(単位:百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
地 方 税	11,241	11,206	11,172	11,137	11,102	11,067
各 種 交 付 金	2,097	2,097	2,097	2,097	2,097	2,097
地 方 交 付 税	9,021	8,726	8,522	8,345	8,324	8,080
分 担 金・負 担 金	331	331	331	331	331	331
使 用 料・手 数 料	796	796	796	796	796	796
国・県 支 出 金	4,838	4,838	4,838	4,598	4,598	4,598
そ の 他 収 入	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218
地 方 債	3,968	3,968	3,968	1,052	1,052	1,052
合 計	34,510	34,180	33,942	30,574	30,518	30,239

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	10年間計
地 方 税	11,033	10,998	10,963	10,928	110,847
各 種 交 付 金	2,097	2,097	2,097	2,097	20,970
地 方 交 付 税	7,947	7,816	7,687	7,561	82,029
分 担 金・負 担 金	331	331	331	331	3,310
使 用 料・手 数 料	796	796	796	796	7,960
国・県 支 出 金	4,598	4,598	4,598	4,598	46,700
そ の 他 収 入	2,218	2,218	2,218	2,218	22,180
地 方 債	1,052	1,052	1,052	1,052	19,268
合 計	30,072	29,906	29,742	29,581	313,264

【歳出】

(単位:百万円)

区 分	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
人 件 費	7,284	7,226	6,902	6,743	6,484	6,334
扶 助 費	3,133	3,142	3,150	3,158	3,167	3,175
公 債 費	3,903	3,745	3,619	3,599	3,624	3,744
物 件 費	4,700	4,610	4,521	4,435	4,350	4,267
維 持 補 修 費	278	281	284	287	290	293
補 助 費	4,419	4,428	4,344	4,262	4,177	4,108
繰 出 金	3,094	3,119	3,145	3,171	3,196	3,222
積 立 金	1,330	1,330	1,330	0	0	0
投資・出資・貸付金	1,091	1,091	1,091	1,091	1,091	1,091
普通建設事業費	5,278	5,208	5,556	3,828	4,139	4,005
合 計	34,510	34,180	33,942	30,574	30,518	30,239

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	10年間計
人 件 費	6,042	5,851	5,585	5,377	63,828
扶 助 費	3,183	3,191	3,200	3,208	31,707
公 債 費	3,687	3,532	3,484	3,404	36,341
物 件 費	4,185	4,105	4,027	3,950	43,150
維 持 補 修 費	295	298	301	304	2,911
補 助 費	4,040	4,040	4,040	4,040	41,898
繰 出 金	3,246	3,271	3,296	3,320	32,080
積 立 金	0	0	0	0	3,990
投資・出資・貸付金	1,091	1,091	1,091	1,091	10,910
普通建設事業費	4,303	4,527	4,718	4,887	46,449
合 計	30,072	29,906	29,742	29,581	313,264

(参考) 合併後11年目以降の財政推計

【歳入】

(単位:百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	10年間計
地方税	10,894	10,860	10,827	10,793	10,760	10,727	10,693	10,660	10,626	10,593	107,433
各種交付金	2,097	2,097	2,097	2,097	2,097	2,097	2,097	2,097	2,097	2,097	20,970
地方交付税	7,416	7,023	6,632	6,243	5,966	5,828	5,828	5,828	5,828	5,828	62,420
分担金・負担金	331	331	331	331	331	331	331	331	331	331	3,310
使用料・手数料	796	796	796	796	796	796	796	796	796	796	7,960
国・県支出金	4,598	4,598	4,598	4,598	4,598	4,598	4,598	4,598	4,598	4,598	45,980
その他収入	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	2,218	22,180
地方債	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	1,052	10,520
合 計	29,402	28,975	28,551	28,128	27,818	27,647	27,613	27,580	27,546	27,513	280,773

【歳出】

(単位:百万円)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	10年間計
人件費	5,377	5,377	5,377	5,377	5,377	5,377	5,377	5,377	5,377	5,377	53,770
扶助費	3,216	3,217	3,217	3,218	3,218	3,218	3,219	3,219	3,219	3,220	32,181
公債費	3,279	3,061	2,840	2,645	2,349	2,111	1,876	1,637	1,352	1,332	22,482
物件費	3,950	3,950	3,950	3,950	3,950	3,950	3,950	3,950	3,950	3,950	39,500
維持補修費	307	311	314	317	320	323	326	330	333	336	3,217
補助費	4,040	4,040	4,040	4,040	4,040	4,040	4,040	4,040	4,040	4,040	40,400
繰出金	3,345	3,346	3,347	3,348	3,349	3,350	3,350	3,350	3,351	3,351	33,487
積立金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
投資・出資・貸付金	1,091	1,091	1,091	1,091	1,091	1,091	1,091	1,091	1,091	1,091	10,910
普通建設事業費	4,797	4,582	4,375	4,142	4,124	4,187	4,384	4,586	4,833	4,816	44,826
合 計	29,402	28,975	28,551	28,128	27,818	27,647	27,613	27,580	27,546	27,513	280,773

. 新しいまちづくりの実現に向けて

この新市建設計画では、今後の10年間を見越した合併後のまちづくりの方向を、将来像と基本方針、将来都市構造図に示すまちづくりの骨格像、そして主要事業と財政面の見通しとして項目だてをし、その内容を示してきました。

しかし、これらは、言わば新市のまちづくりのイメージを共通認識できるための「方向性」としての記載であります。今後、本計画に示した財政計画を指針として、財政面の効率化への努力をしていくものですが、本計画の目標期間として示した10年間では、記載されている全ての事項が実現されるものではありません。

具体的な事業実施の考え方や方策については、本計画を指針として、新市において新たに策定する「総合計画」の中で検討する必要があり、新市に移行後は、総合計画や関連する各部門の基本計画の速やかな策定を行っていきます。